

# 2023 JAPANESE FOOD EXPO

## 出展規約

**(出展申込の前に必ずお読みください)**

Japanese Food Expo（以下「EXPO」と称する）は、米国内の一般消費者ならびに食品関連事業者、旅行関連事業者など日本や日本食・日本食文化に興味・関心の高い人々を対象に、ニューヨークならびにロサンゼルスなどの二都市において開催される日本食・日本食文化の紹介・試食・PR・販売等、「日本食」に特化したイベントです。本 EXPO への出展を申込み出展申込者は、事前に当出展規約に記載されている内容・条件等を完全に理解、承諾し、且つこれらの規約に則って出展を行うことに同意をしたものとみなします。

### 第1条 出展の申込みと契約

1. 出展を申込みの場合は、所定の出展申込書に必要事項を記入、代表者が署名したものを EXCEL または PDF 等の電子ファイルにて添付のうえ E メールにて主催者（EXPO 運営事務局）までお申込みください  
\* FAX や郵送での申込みはお受けしていません
2. 主催者は、出展申込書を受理次第、記載内容に基づき出展商品や目的などの適合性を審査のうえ、内容等に問題がなければ出展申込者宛てに申込みの受理ならびに出展料金のお支払いをご案内いたします
3. 出展料金等は、米ドル建ての銀行送金（米国内の場合は ACH、米国外の場合は海外送金のいずれかの方法）により所定の料金等を第 2 項にてご案内する所定の期限までにお支払いください  
\* 在米企業等で米国内に決済口座がある場合は、チェックによるお支払いも受け付けます
4. 第 3 項に記載の出展料金の支払い完了をもって出展契約の成立といたします
5. 出展契約が成立するまでは、出展に関するすべての交渉、条件等が有効となりませんのでご注意ください
6. 審査の結果、本 EXPO の開催趣旨に適さないと判断した場合、出展の受理又は出展契約をお断りすることがありますのであらかじめご了解ください。

### 第2条 出展料金

1. 日本国内から米ドルでお支払いをいただく際に発生する為替レートの変動リスク、振込手数料等、海外送金等に要する諸費用等はすべて出展申込者の負担といたします
2. 出展料金、その他付帯サービスの諸費用等は本規約の第 7 条第 2 項（本規約 3 ページ）に記載の通りといたします

### 第3条 出展の解約・取消

1. 出展契約成立後、出展申込者の都合により出展の一部または全てを取り止める（出展契約を解約する）場合、理由の如何に関わらず以下の通り解約手数料を申し受けます

2023年7月31日までの解約：	無償
2023年8月31日までの解約：	出展料金を含む諸費用総額の50%相当
2023年9月1日以降の解約：	出展料金を含む諸費用総額の100%相当

2. 出展契約の解約は主催者（EXPO 運営事務局）宛て必ず E メールにてお申し出いただくこととし、解約の申し出を受理した旨を主催者（EXPO 運営事務局）が通知した日をもって解約の成立といたします  
\* 主催者（EXPO 運営事務局）から送信する通知メールの送信日が前項 1. の基準日となりますのでご注意ください
3. 理由の如何に関わらず E メール以外の通信手段による解約は受け付けません
4. 第 1 条第 2 項の結果、出展費用が支払われた後に、主催者側の判断で出展契約を解除した場合、主催者は解除した日から起算して 30 日以内に収受した出展費用を出展申込者へ返金いたします
5. 出展者は、出展・参加に際してはこの出展規約の定めに従うものとし、出展者ならびに当該ブーススタッフの行為が本規約から逸脱、もしくは適切でないと認められる場合、主催者は開催・実施期間中であっても出展者に対し、出展の中止もしくは取消を求めることがあり、その場合の出展料金を含む諸費用についてはこれを返金いたしません

#### **第 4 条 出展ブース位置の確定**

1. 出展ブース位置は、出展各社の展示内容、ゾーニング等を判断のうえ主催者がこれを決定いたします
2. ブース位置、ゾーニング等が記載されたフロアプランについては開催 30 日前を目処に E メールにてご案内いたします
3. 出展場所、ブース位置に関する出展者からのご要望やリクエスト等は、原則としてお受けいたしません、特段の事由等がある場合には事前に EXPO 運営事務局までご相談ください

#### **第 5 条 出展（出品）物の確認、資料等の搬入**

1. 本 EXPO において出展（出品）・販売を行う製品は、一般概念として日本食もしくは日本食関連製品であると認められるものであり、かつ米国の連邦及び州政府機関等が規定する輸入規制ならびに FDA が定める食品安全強化法（FSMA）等の基準に準拠、対応して生産されているものであることが必要です
2. 出展（出品）にあたり当該出品物が米国への輸入規制に該当せず、かつ食品安全強化法（FSMA）の基準に合致し、米国内での流通が認められる製品であるかどうかは出展者自身の責任において自らご確認とご判断のうえ出展（出品）をお申込みください
3. 米国ならびに本 EXPO 会場への製品・資料等の搬送・搬入、輸出入時の申告・通関手続き等に係る諸費用ならびに必要な手続き等はすべて出展者自身の負担と責任において直接行ってください。  
\* 米国への輸出が初めての場合はお申込の前に EXPO 運営事務局までお問合せください
4. 出展製品・資料等の会場搬入に関するスケジュールについては、事前に主催者（EXPO 運営事務局）より E メールにてご案内をいたします
5. 出展（出品）用の製品・資料等の未着または破損等により出展（出品）に影響が及んだ場合についても主催者ならびに EXPO 運営事務局は免責です

#### **第 6 条 ブース施工、設営**

1. ブースのデザイン、施工、設営について出展者は、開催日から数えて 60 日前までに主催者（EXPO 運営事務局）へ具体的な内容を E メールにて連絡し、主催者（EXPO 運営事務局）の事前の承認を得なければなりません
2. オリジナルデザインのブース施工、設営を行う出展者は、最高補償額 200 万米ドルの損害賠償責任保険へ加入のうえ、補償金額と主催者が指定する補償対象者が記載された保険証書（COI：Certificate of Insurance）を開催 30 日前までに主催者（EXPO 運営事務局）へ提出しなければなりません
3. オリジナルデザインのブース施工、設営はすべて出展者自身の費用負担・責任となります

## 第7条 ブース設備、追加備品

1. 出展費用に含まれるブースの基本設備・備品類は「出展募集要項」に記載されている通りです
2. 出展費用に含まれていない下記の追加備品・オプションサービスについては EXPO 運営事務局までお問合せ、ならびにお申込みください

【備品・サービスの追加手配が可能なもの（一例／抜粋）】

	項目	単位	価格	備考
①	電源費用 20 アンペア	1口/期間中	\$250	配線工事費用（延長コードは含まれておりません）
②	電源費用 30 アンペア	1口/期間中	\$350	配線工事費用（延長コードは含まれておりません）
③	レンタル調理器具（各種）	1台/期間中	\$50より	電動ポット、電子レンジ、IH バーナー、ホットプレート等
④	氷（冷却用 CUBE アイス）	1式/1日	\$30	開催時間内は氷の補充があります
⑤	使い捨て容器（各種）	1000個/1式	\$50より	フォームカップ、フォーム皿、スプーン、フォーク等
⑥	出展者バッジの追加	1枚	\$50	1小間あたり最大4枚まで追加可能
⑦	ブーススタッフ（マネキン）	1名/1日	\$400	1日単位(1時間の休憩を含む)/交通費・食事代込
⑧	ブースマネージャー	1名/1日	\$700	上記⑦+事前打合せ（1時間）、終了後のレポート等
⑨	荷物の事前預り+当日搬入	1個	\$60	*送付先等の詳細は後日のご案内いたします
⑩	ブース販売パッケージ	1台/1式	\$150	クレジットカード決済用デバイスの貸与、販売納税代行
⑪	近郊市場見学ツアー参加希望者の追加料金	追加1名につき	\$100	参加希望者を追加したい場合(1出展者につき最大4名まで) *1名分は出展料金に含まれています
⑫	10月29日(日)追加出展	1テーブル	\$800	JRA 主催「食の祭典」JFCA 試食 PR コーナーでの追加出展

- \* 1) 上記、備品・サービスの追加手配は、ニューヨーク、ロサンゼルスそれぞれ別々にお申込とお支払が必要です
- \* 2) 来場者へ試供いただく試食・試飲は1口サイズ・1~2オンス（約30~60cc）程度といたします
- \* 3) 上記①~⑤は必要とする物の種類、数量、利用期間などにより単位や価格が異なりますので詳しくはお問合せ下さい
- \* 4) 上記⑦、⑧はバイリンガルではありません（日本語スタッフ又は通訳者が必要な場合は事前にお問合せください）
- \* 5) 上記に記載のないものや、その他の機器の持込み又は調達をご希望の場合も事前にお問合せ下さい
- \* 6) 上記、備品・サービスはそれぞれ開催30日前までのお申込み・お支払いが必要です

## 第8条 禁止行為

1. 出展者は、会場での以下の行為が禁止されています
  - 1) ブーステーブル以外の場所での商品の販売
  - 2) ブーステーブル以外の場所での PR 宣伝・資料や試供品等の配布（主催者が承認した場合を除く）
  - 3) 会場内の施設、壁、床、柱などへのポスター等装飾物の掲示や貼付けなど
  - 4) 会場内・ブースでの裸火、ガス類等の危険物に指定されている物品の使用
  - 5) マイク、アンプ、スピーカー等を使用した PR 宣伝・パフォーマンス
  - 6) 事前に承認を得ていないブーステーブル等の形状の変更
  - 7) 来場者・他の出展者・主催者に対し迷惑となるような行為
  - 8) 公序良俗に反する恐れがあると認められる行為
  - 9) 上記のほか本 EXPO の運営・推進に支障をきたす恐れがあると認められる行為

## 第 9 条 損害賠償責任

1. 理由や事情の如何に関わらず出展者の展示（出品）、試食・試飲、サービス等の提供によって生じる、人や物品等に対するすべての傷害や損害等について主催者ならびに EXPO 運営事務局は免責です
2. 故意、過失の如何に関わらず出展者の責に起する問題等により主催者ならびに EXPO 運営事務局、来場者、会場提供者、会場内ならびにブース内の設備、備品、物品等に損害やダメージを与えた場合、当該出展者は速やかに賠償を行なう責任を負うものといえます
3. 出展者は、自身の出展（出品）、試食・試飲の提供等により主催者ならびに EXPO 運営事務局、主催者が指定する業務委託先などの関連事業者、来場者、会場提供者等に損害を与えたりトラブルを起こした場合、速やかに対処を行うとともに解決に向けて全力を尽くして対応する責任を負うこととし、係る費用や労力についても当該出展者の責任においてこれらを負担することといたします
4. 主催者は、天変地異、テロ、新型コロナウイルス感染を含む疫病、ストライキ、道路事情、交通機関の遅れ、その他の不可抗力等の発生のほか、主催者の責に帰さない事由による開催の中止、時間の変更などにより生じる、出展者ならびに来場者の損害に対する補償責任を負いません

## 第 10 条 出展者・来場者の情報

1. 主催者（EXPO 運営事務局）は、出展申込書等から得た出展者や、来場者などからに係る個人情報についてはこれらを適切かつ厳重に保護、管理いたします
2. 主催者（EXPO 運営事務局）は、来場者を対象に「アンケート調査」を実施し、本 EXPO 終了後の一定期間内に集計のうえ事業報告書にこれらを纏め、出展者に共有いたします

## 第 11 条 記録・告知・PR 用の映像・画像等コンテンツに関する所有権

1. 本 EXPO の PR、告知等を目的として主催者が独自に制作する映像および画像の著作権は、主催者に帰属するものでありポスター、フライヤー、PR 動画等の制作物をはじめ公式サイトやマスメディア等での広告・露出ならびに YouTube®、Facebook®等 SNS 上での情報発信などにおいて使用・掲載されるこれらの動画・画像等のコンテンツ類についても主催者が所有権を有するものといえます
2. 前項において露出、掲載を望まない出展者は、その理由と共にその旨を主催者（EXPO 運営事務局）へ通知し、事前に了解を得ることといたします

## 第 12 条 主催者の権利の保護

1. 主催者は、本 EXPO の開場時刻・開催時間を変更することがあり、主催者はこの変更を理由とした出展契約の解除は出来ません

### **第 13 条 感染防止対策**

1. 主催者（EXPO 運営事務局）は、新型コロナウイルス感染の状況ならびに地域を管轄する行政機関等による指導や命令等のガイドラインに沿ってマスク着用、ワクチン接種証明提示などエキスポの開催時における必要な感染防止対策を講じることとし、状況に応じて出展者はこれを尊重するものいたします

### **第 14 条 規約の追加・変更**

1. 主催者（EXPO 運営事務局）は、業務を円滑に実行するために本規約の追加設定、修正等を予告なく行なうことがあります
2. 本規約は、2023 年 5 月 15 日現在のものであり、本規約に記載や定めがない事項については主催者がその都度、判断・決定のうえ、出展（申込）者各位へご案内いたします

### **第 15 条 準拠法**

1. 本出展規約ならびに出展契約は米国の法律に準拠するものであり、これらに基づく訴訟においては米国カリフォルニア州ロサンゼルス）を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所といたします

以上